

計画作成年度	令和3年度
計画主体	南砺市

南砺市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 富山県南砺市ブランド戦略部林政課

所在地 富山県南砺市荒木 1550 番地

電話番号 0763-23-2017

FAX番号 0763-52-6348

メールアドレス rinseika@city.nanto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、スズメ、カモシカ、ニホンジカ、ネズミ ニホンザル、アオサギ、ゴイサギ、ハクビシン、ツキノワグマ
計画期間	令和3年度 ～ 令和5年度
対象地域	富山県南砺市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の状況	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、豆類	113.2万円 1.04ha
カラス	水稲、果樹	1213.2万円 1.41ha
スズメ	水稲	2.5万円 0.03ha
カモシカ	工芸作物、水稲	2.3万円 0.03ha
ニホンジカ	森林や家庭菜園での食害	0万円 0件
ネズミ	水稲	3.2万円 0.03ha
ニホンザル	野菜、果樹	0万円 0件
アオサギ、ゴイサギ	民家・神社等への被害	0万円 2件
ハクビシン	民家への被害	0万円 79件
ツキノワグマ	人身被害	0万円 2件

(2) 被害の傾向

①イノシシ

平成28年度から被害額は増減を繰り返しているが、令和2年はCSFの影響もあり、大きく減少した。一方、侵入防止柵の延長は年々延びているものの、未設置箇所での被害が目立った。特に水稲への被害が多く発生しており、収穫前の水田におけるヌタウチ被害や稲穂の食害が多く見られる。

②カラス

令和2年度に果樹園で大きな被害が発生した。また、水稲直播田における活着期を中心とした踏み荒らし及び食害の他、一部家庭菜園にも被害が及んでいる。

③スズメ

平野部を中心に、被害が発生している。収穫期の水田において食害が見られる。

④カモシカ

令和2年度に水稲への被害が初めて発生した。過去においては、平地域において、収穫前に和紙の原料となる楮樹皮の食害が見られた。

⑤ニホンジカ

令和2年度に被害報告はなかったが、7件の目撃があった。以前においては、山間部において、家庭菜園への被害が見られた。今後、増加していくことが懸念される。

⑥ニホンザル

近年、山間部や一部平野部にも出没し、家庭菜園での食害が見られる。以前は単独での目撃が多かったが、近年は集団での目撃も見られ、今後、増加していくことが懸念される。

⑦アオサギ、ゴイサギ

近年、春から夏にかけて山間部や一部平野部にも出没し、水田や畑作物だけでなく、木々や茂みの多い住宅、神社などへの糞尿による被害が及んでいる。

⑧ハクビシン

市内全域で被害報告がある。民家の屋根裏等に忍び込み糞尿を撒き散らしたり、物音で夜間うるさく眠れないなどの被害が多い。また近年、果樹園や家庭菜園での食害も見られる。

⑨ツキノワグマ

山間部だけではなく、市街地にまで出没している。また、城端地域や福光地域の保育園や小・中学校付近に出没もしており、人身被害を防止するため警戒を強めている。

(3) 被害の軽減目標

指標（被害金額）	現状値（令和3年度）	目標値（令和5年度）
イノシシ	113万円	56万円
カラス	1,213万円	606万円
スズメ	2.5万円	1万円
カモシカ	2.3万円	1万円
ネズミ	3.2万円	1万円
アオサギ、ゴイサギ （民家等）	0万円	0万円
ハクビシン（民家等）	0万円	0万円
ツキノワグマ（人身）	0万円	0万円

指標（被害面積等）	現状値（令和3年度）	目標値（令和5年度）
イノシシ	1.04ha	0.52ha
カラス	1.41ha	0.70ha
スズメ	0.02ha	0.01ha
カモシカ	0.02ha	0.01ha
ネズミ	0.03ha	0.01ha
アオサギ、ゴイサギ （民家等）	2件	0件
ハクビシン（民家等）	79件	39件
ツキノワグマ（人身）	2件	0件

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>地元猟友会の協力により、鳥獣被害実施隊並びに有害鳥獣捕獲隊を編成し、パトロールや緊急出動による銃器での捕獲を実施。</p> <p>また、イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン用の檻を設置し捕獲を実施。</p>	<p>有害鳥獣の駆除に対し、実施隊員並びに捕獲隊員の人数不足や隊員の高齢化もあり、組織としての活動の維持・強化が課題。</p> <p>対策の切れ目となりやすい市境付近の出没・被害について、近隣市と連携した捕獲の実施が課題。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成20年度より、国庫、県及び市単独事業を活用し、簡易電気柵の設置（イノシシ、カモシカ対策）やカウベルト事業に取り組んでいる。</p> <p>電気柵は、設置総延長が288.4kmとなっている。</p> <p>(R2実績) イノシシ電気柵31,725m</p> <p>令和2年度より市単独鋼製侵入防止柵等設置支援事業により、耐雪型恒久柵や通電型防草シート、防草シートの設置支援に取り組んでいる。</p> <p>(R2実績) 耐雪型恒久柵2,850m、通電型防草シート1,715m、防草シート750m</p>	<p>電気柵を設置した圃場については、農作物被害が減少したが、電気柵未設置の圃場へ被害が移動しており、早急な整備が必要である。また、電気柵の管理や設置方法が不十分なため、効果を発揮していない箇所が見られる。</p> <p>耐雪型恒久柵においては、設置箇所の状況や他地域の事例等を踏まえて、効果的な柵の形状・種類及び設置・管理方法について検討していく。</p> <p>グレーチング型侵入防止設備をはじめとしたその他の侵入防止対策や複合柵についても、適宜検討し、指導や導入支援を実施していく。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>南砺市における令和2年度の鳥獣による農作物被害金額は1,334万円、被害面積は2.52haとなっている。</p> <p>主な被害は、イノシシ、カラスによる農作物被害である。</p> <p>南砺市では被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を令和2年度より50%減の667万円とする。</p> <p>これまでも有害捕獲や電気柵等の被害対策を講じてきたが、今後も継続して捕獲対策（箱わなによる捕獲や銃器による捕獲）、侵入防止対策（電気柵及び耐雪型恒久柵による防除等）、里山の整備による集落環境管理（森林整備及び放任果樹の伐採等）について総合的に被害対策を進めるものとし、南砺市鳥獣被害防止対策協議会を主体として、鳥獣害防止総合対策事業（国庫補助事業）や県単独事業等を有効に活用しながら、被害対策を進めていく。侵入防止対策については、水土里情報システムを利用したマップを活用し、侵入防止柵の設置と捕獲の一体的な取組みを実施する。特にイノシシについては「富山県イノシシ被害防止対策方針」を活用するなど、被害防止対策をさらに強化していく。また、有害鳥獣の被害を防止すべく、担い手の育成や技術習得のための支援を行っていく。さらに、地域が主体となって</p>

被害防止対策に取り組んでいくために、被害状況の共有化を進め、地域間の情報交換会や現地研修会等を開催していく。その他市境付近の被害対策や広域的な担い手育成、情報共有等について、ワンチームとやま連携推進本部及びとやま呉西圏域連携中枢都市圏など近隣市と連携し対策の更なる推進を図る。

また、電気柵やカウベルト事業の普及定着に努める体制の整備を行っていく。

これらのことより、南砺市では鳥獣被害を防止するために次の項目において対策を進める。

1. 被害状況把握のための市・地元・関係機関によるネットワーク整備の推進
2. 農家等の意識改革や地域ぐるみによる被害防止体制の確立
3. 捕獲対策と侵入防止対策、集落環境管理の複合的な被害防止対策の推進
4. わな猟を含む狩猟免許取得の推進など、有害捕獲に従事する担い手の確保・育成
5. 関係機関との連携による鳥獣の生息・生態の状況調査の推進

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

南砺市鳥獣被害対策実施隊 南砺市有害鳥獣捕獲隊	年間を通じたパトロールにより状況調査と被害防止を図り、被害が発生した場合や住民から捕獲要請があった場合には捕獲を行う。 <参考> 南砺市有害鳥獣捕獲隊 計69名(令和2年度) 南砺市鳥獣被害対策実施隊 計25名(令和2年度) ※実施隊員は捕獲隊員から選出
----------------------------	---

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度	イノシシ カラス スズメ アオサギ、ゴイサギ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン ツキノワグマ	箱わな機材の導入 住民の狩猟免許取得の推進 鳥獣の生息状況調査の実施 技術研修の実施 ICT機器の実証

4年度	イノシシ カラス スズメ アオサギ、ゴイサギ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン ツキノワグマ	箱わな機材の導入 住民の狩猟免許取得の推進 鳥獣の生息状況調査の実施 技術研修の実施 ICT機器の実証
5年度	イノシシ カラス スズメ アオサギ、ゴイサギ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン ツキノワグマ	箱わな機材の導入 住民の狩猟免許取得の推進 鳥獣の生息状況調査の実施 技術研修の実施 ICT機器の実証

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>計画的な捕獲対策と侵入防止対策、集落環境管理の複合的な取り組みを行い、生息調査等も踏まえながら、里山周辺に生息する加害個体を中心とした個体数の管理努める。</p>	
① イノシシ	<p>被害の多くは水稻への被害である。植付け後のヌタウチによる苗の被害や収穫前のほ場への侵入による踏み倒し、稲穂の食害が見られ、「富山県イノシシ管理計画」に基づき捕獲を実施する。</p> <p>(捕獲実績 H30年度：257頭 H31年度：407頭 R2年度：285頭)</p>
② カラス	<p>令和2年度に果樹の大きな被害報告があったが、以前より稲穂への食害、苗の踏み荒らしも課題となっていた。収穫期を主とし、的確な時期での捕獲を実施する。</p> <p>(捕獲実績 H30年度：192羽 H31年度：44羽 R2年度：207羽)</p>
③ ニホンジカ	<p>令和2年度に37頭の捕獲実績があり、今後増加していくと予測される。「富山県ニホンジカ管理計画」に基づき、適切に捕獲を実施する。</p> <p>(捕獲実績 H30年度：15頭、H31年度：5頭、R2年度：37頭)</p>

④ ニホンザル

令和2年度に被害状況報告はなかったが、山間部や一部平野部での家庭菜園での被害が見られた。生息・生態の状況調査を行い、必要に応じ捕獲を実施する。

(捕獲実績 H30年度：0頭、H31年度：0頭、R2年度：0頭)

⑤ アオサギ、ゴイサギ

水稲や畑作物だけでなく、木々や茂みの多い住宅、神社などへの糞尿による被害が及んでいるため、被害住民からの連絡をもとに速やかな捕獲を実施する。

(捕獲実績 H30年度：11羽 H31年度：0羽 R2年度：10羽)

⑥ ハクビシン

民家への侵入が大きな問題となっており、被害住民からの連絡をもとに速やかな捕獲を実施する。

(捕獲実績 H30年度：49頭 H31年度：36頭 R2年度：64頭)

⑦ ツキノワグマ

県において策定された「富山県ツキノワグマ管理計画」に基づき、必要最小限の捕獲を行いながら個体数の調整に努める。人里へのクマの出没は、餌の豊凶作も影響すると考えられ、捕獲数を計画することは難しいが、加害個体の捕獲を行い、人身被害が発生しないことを計画とする。

(人身被害件数 H30年度：0件 H31年度：3件 R2年度：2件)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	3年度	4年度	5年度
イノシシ	500	500	500
カラス	500	500	500
アオサギ、ゴイサギ	100	100	100
ニホンジカ	100	100	100
ニホンザル	※	※	※
ハクビシン	100	100	100
ツキノワグマ	※	※	※

※ツキノワグマについては「富山県ツキノワグマ管理計画」に準じ、ニホンザルについては被害が発生し、捕獲の必要がある場合は、有害鳥獣捕獲許可(県許可)により加害個体の捕獲を実施する。

捕獲等の取組内容

鳥獣による人身被害や農作物被害が発生しやすい4月から11月を中心として、南砺市有害鳥獣捕獲隊及び南砺市鳥獣被害対策実施隊により銃器又は箱わなによる捕獲を実施する。

さらに、イノシシ、ツキノワグマについては、定期的なパトロールも実施する。

特にイノシシにおいては、市内全域を対象とした捕獲、パトロールの実施を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカの捕獲は、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者が、獣種により箱わな又はくくりわな、ライフル銃以外の銃の使用を基本とし実施するが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	3年度	4年度	5年度
イノシシ・カモシカ ハクビシン	電気柵 10,000m (2～3段)	電気柵 20,000m (2～3段)	電気柵 20,000m (2～3段)
同上	※耐雪型恒久柵 7,000m	耐雪型恒久柵 10,000m	耐雪型恒久柵 10,000m
カラス	艶消しワイヤー 17,000m	艶消しワイヤー 20,000m	艶消しワイヤー 20,000m

※耐雪型恒久柵については、積雪等への耐久性が懸念されるため、規格等を地理条件等を考慮したものとする。また必要に応じて国庫支援事業等の補助金制度も活用しながら実施していく。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度	イノシシ カラス スズメ アオサギ、ゴイサギ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン ツキノワグマ	地元住民による草刈りの徹底（里山の整備） カウベルト事業等による追払い活動の推進 放任果樹の除去推進（里山の整備） 普及のための地元説明会開催等 里山等の森林整備
4年度	イノシシ カラス スズメ アオサギ、ゴイサギ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン ツキノワグマ	地元住民による草刈りの徹底（里山の整備） カウベルト事業等による追払い活動の推進 放任果樹の除去推進（里山の整備） 普及のための地元説明会開催等 里山等の森林整備
5年度	イノシシ カラス スズメ アオサギ、ゴイサギ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン ツキノワグマ	地元住民による草刈りの徹底（里山の整備） カウベルト事業等による追払い活動の推進 放任果樹の除去推進（里山の整備） 普及のための地元説明会開催等 里山等の森林整備

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

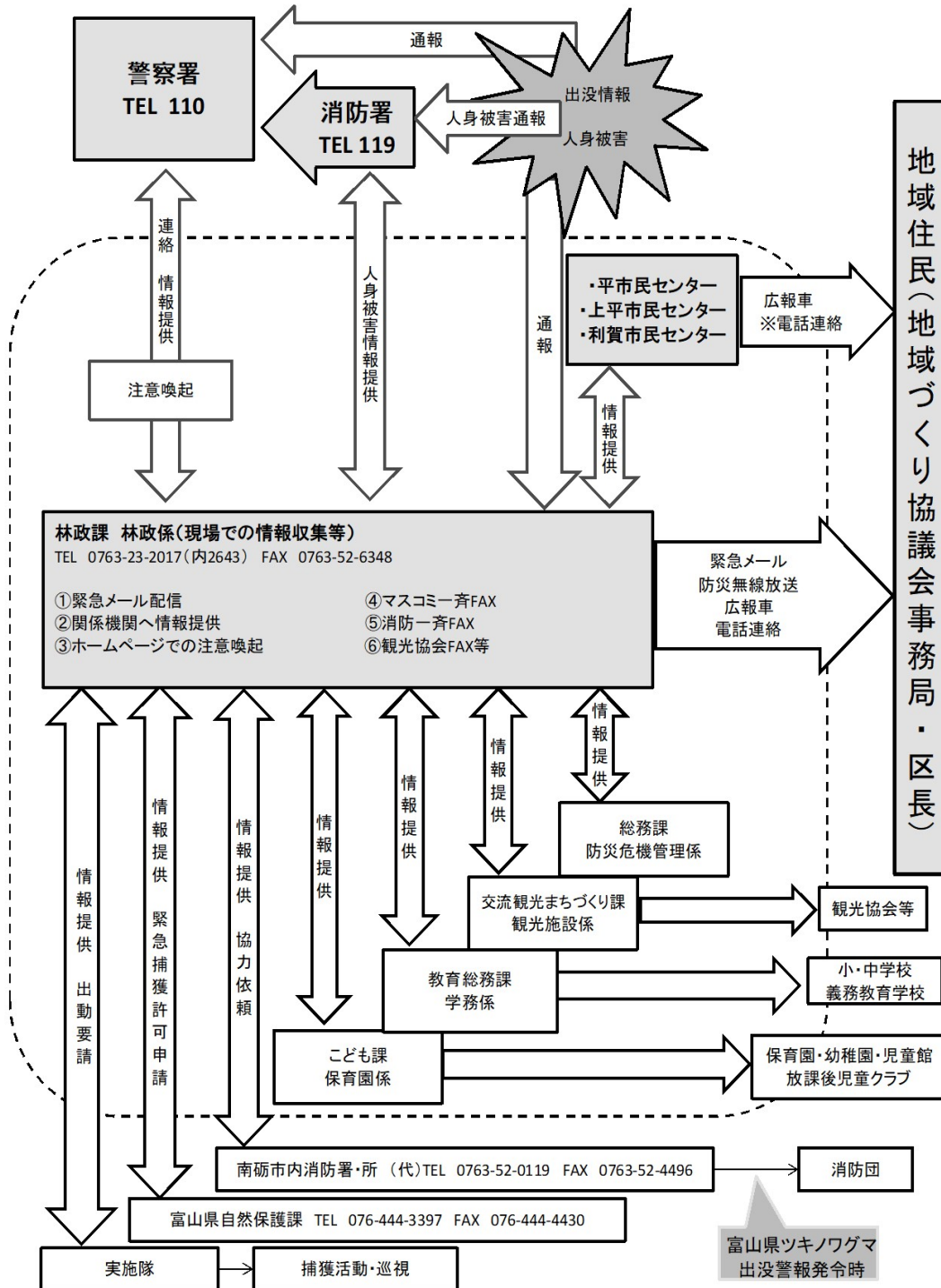
(1) 関係機関の役割

構成機関の名称	役割
① 富山県砺波農林振興センター	鳥獣対策の指導及び各種被害対策の先進事例や県の取組についての情報提供、関係機関及び地元住民等との連絡調整等
② 南砺市地域づくり協議会連合会	地域ぐるみの体制づくり、電気柵等の設置・管理、関係機関との連絡調整
③ 南砺市猟友会	鳥獣の出没傾向の把握及びパトロール、捕獲の実施、捕獲体制の整備等
④ 南砺市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の出没傾向の把握及び緊急時等のパトロール、有害捕獲の実施、捕獲体制の整備等
⑤ 南砺市有害鳥獣捕獲隊	鳥獣の出没傾向の把握及びパトロール、有害捕獲の実施、捕獲体制の整備等
⑥ 富山県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護についての業務
⑦ 福光農業協同組合	管轄地域の巡回や被害防止のための営農（技術）指導、被害状況の把握、情報提供等
⑧ なんと農業協同組合	管轄地域の巡回や被害防止のための営農（技術）指導、被害状況の把握、情報提供等
⑨ となみ野農業協同組合	管轄地域の巡回や被害防止のための営農（技術）指導、被害状況の把握、情報提供等
⑩ 富山県西部森林組合	森林・林産物被害の防止体制の構築、被害防止技術の情報提供等
⑪ 富山県農業共済組合砺波地域農業共済センター	被害状況の把握及び農業共済に関する調整、各種施策の情報提供等
⑫ 富山県南砺警察署	人身被害に対する連絡体制の構築、出没や被害時の緊急対応及び連絡調整等
⑬ 南砺市ブランド戦略部	南砺市鳥獣被害防止対策協議会の事務局を担当し、被害防止対策や各種施策についての情報提供、関係機関との連絡調整等

(2) 緊急時の連絡体制

南砺市ツキノワグマの出没対応マニュアルフロー

ツキノワグマ(野生生物)の出没があった場合は、以下のマニュアルに従い対応する。



南砺市ブランド戦略部 林政課 TEL23-2017

平市民センター TEL 23-2040

上平市民センター TEL 23-2043

利賀市民センター TEL 23-2046

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣の処理については、自家消費又は埋設処分、焼却処分を基本とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

近年、食肉利用（ジビエ）への消費者の関心が高まっていることから、積極的な活用が図られるよう普及・推進等に努める。イノシシ、ニホンジカについては、今後の捕獲数やCSF（豚熱）の感染状況等を考慮しながら、食肉の事業化についても検討を行っていく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

（1）協議会に関する事項

構成機関の名称	役割
① 富山県砺波農林振興センター	鳥獣対策の指導及び各種被害対策の先進事例や県の取組についての情報提供、関係機関及び地元住民等との連絡調整等
② 南砺市地域づくり協議会連合会	地域ぐるみの体制づくり、電気柵等の設置・管理、関係機関との連絡調整
③ 南砺市猟友会	鳥獣の出没傾向の把握及びパトロール、捕獲の実施、捕獲体制の整備等
④ 南砺市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の出没傾向の把握及び緊急時等のパトロール、有害捕獲の実施、捕獲体制の整備等
⑤ 南砺市有害鳥獣捕獲隊	鳥獣の出没傾向の把握及びパトロール、有害捕獲の実施、捕獲体制の整備等
⑥ 富山県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護についての業務
⑦ 福光農業協同組合	管轄地域の巡回や被害防止のための営農（技術）指導、被害状況の把握、情報提供等
⑧ なんと農業協同組合	管轄地域の巡回や被害防止のための営農（技術）指導、被害状況の把握、情報提供等
⑨ となみ野農業協同組合	管轄地域の巡回や被害防止のための営農（技術）指導、被害状況の把握、情報提供等
⑩ 富山県西部森林組合	森林・林産物被害の防止体制の構築、被害防止技術の情報提供等
⑪ 富山県農業共済組合砺波地域農業共済センター	被害状況の把握及び農業共済に関する調整、各種施策の情報提供等
⑫ 富山県南砺警察署	人身被害に対する連絡体制の構築、出没や被害時の緊急対応及び連絡調整等

⑬ 南砺市ブランド戦略部	南砺市鳥獣被害防止対策協議会の事務局を担当し、被害防止対策や各種施策についての情報提供、関係機関との連絡調整等
--------------	---

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局	オブザーバーとして、南砺市鳥獣被害防止対策協議会に対する有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供等。
富山県農村振興課	アドバイザーとして、鳥獣対策の指導及び各種被害対策の先進事例や県の取組についての情報提供、「富山県イノシシ被害防止対策方針」に基づく支援の推進等
富山県自然保護課	アドバイザーとして、鳥獣対策の指導及び各種被害対策の先進事例や県の取組についての情報提供、指定管理鳥獣捕獲等事業との連携等
富山県森林政策課	アドバイザーとして、獣対策の指導及び各種被害対策の先進事例や県の取組についての情報提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害防止特措法第9条に基づき、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等の実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊を平成28年4月に設置した。

地域との連携を図りながら、被害防止策の実施や有害鳥獣の捕獲や追い払いを実施し、地域住民への捕獲おりや電気柵の設置、管理について指導・助言を行う。

また、狩猟免許取得への支援を行い、隊員の育成・確保に努めるほか、市内にある射撃場を活用した捕獲技術の向上も行っていく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市内における農作物の被害は平成21年度をピークとし、電気柵の設置や捕獲わなの設置により被害額は減少傾向であったが、令和2年度に増加に転じた。高齢化が進んでいる地域においては、侵入防止柵の設置・維持、緩衝帯の整備等の対策が困難な状態になりつつある。地域ぐるみでの対策が困難な場合には、周辺地域や各関係機関等との連携のもと、応援体制がとれるよう検討していくことが必要である。

その他の鳥獣による被害が深刻化してきた場合は、その都度、県や関係機関と協議の上、計画の見直しを図りながら効果的な被害防止に努める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、各関係機関、近隣市町村（砺波市、小矢部市、石川県金沢市、岐阜県白川村等）の対策協議会と連携し、共同で情報交換会、現地研修会等を開催するとともに、特にイノシシに関しては「富山県イノシシ被害防止対策方針」を活用するなど被害防止技術の向上に努める。

また、被害マップ等作成のもと被害情報をまとめ、次年度の被害防止に役立てるとともに、地域実践リーダーを育成できる体制を整備する。